

2018年8月10日

公正取引委員会
官房参事官・経済取引局総務課企画室
確約手続対応方針案等ご担当者様

確約手続対応方針案等に対する意見

経営法友会（代表幹事・杉山忠昭（花王株式会社）。以下、「当会」といいます。）は、1971年に「企業法務実務担当者の情報交換の場」として発足し、法人単位の会員組織として企業内の法務担当者によって組織され、企業の法務部門の充実強化を目的とした活動とともに、各省庁・関係団体に対し実務的見地からの意見提言・意見交換を行っており、現在、会員数1,230社を超える組織となっています（2018年8月現在）。

今般、意見募集を実施された「確約手続に関する対応方針」（案）について、当会は、事業者の実務に大きな影響を与える論点が含まれていると認識していることから意見を提出することとしました。

今後、これらの意見をはじめ、事業者側の事情も踏まえた検討が行われることを強く願います。

経営法友会

<本意見の連絡先>

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-9-10

茅場町ブロードスクエア 2階

公益社団法人商事法務研究会内

経営法友会事務局

TEL：03-5614-5638

FAX：03-5643-7187

E-MAIL：keieihoyukai@shojihomu.or.jp

「確約手続に関する対応方針（案）」への経営法友会の意見

- ・「5 確約手続の対象」の対象外とする内容②繰り返し違反の括弧書きについて、「(法的措置が確定している場合であって違反被疑行為が当該措置後に行われた場合に限る。)」とすべきと考える。

独占禁止法違反により法的措置を受けてもなお、同様の違反行為を繰り返した場合に確約手続の対象としないことは合理的だが、当該法的措置の前に終わった違反行為が、当該法的措置の後に違反被疑行為に係る事件となった場合にまで、確約手続の対象外とすべきではない。

- ・「6 確約計画」において、「被通知事業者が確約認定申請をしなかったとしても、その後の調査において、確約認定申請をしなかったことを理由として被通知事業者が不利益に取り扱われることはない」及び「被通知事業者が確約認定申請を取り下げたとしても、その後の調査において、確約認定申請を取り下げたことを理由として被通知事業者が不利益に取り扱われることはない」とされているが、事業者にとっては重要な点であるため、この点が確実に担保される運用が求められる。

※今後、「5 確約手続の対象」において対象外とされた入札談合・カルテル等まで対象範囲を拡げるか否かについては、慎重な検討が求められる。

以上